

令和4年度

子どものための教育・保育給付認定
教育・保育施設利用のご案内



お問い合わせ先

丸森町子育て定住推進課 子育て支援班

〒981-2192 丸森町字鳥屋120番地

電話 0224-72-3013

FAX 0224-72-3040

令和4年度教育・保育施設入所（園）申込方法

1 受付場所

丸森町役場：子育て定住推進課（各施設では受付いたしません。）

2 受付期間 土・日・祝日を除く。

(1) 令和4年4月1日入所（園）を希望する場合

受付期間	受付時間
11月1日（月）～11月5日（金）	8：30～17：15
11月8日（月）～11月12日（金）	8：30～19：00

(2) 令和4年5月1日以降に入所（園）を希望する場合

受付期間（例：8月入園）	受付内容
期間の定めなし～6月15日	相談
6月1日～6月30日	書類

年度当初（4月1日）以外の入所（園）を希望される場合は、上記の表を参考に希望月の前々月に申請を完了していただきます。入所（園）の相談については、常時受け付けておりますので上記日付を参考にお問い合わせ願います。

3 提出書類

子どものための教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書
（以下「利用申込書」という。） 児童一人につき1部（世帯で2名以上の児童について同時に申請をする場合は、下記の添付書類は1部のみ提出してください。）

添付書類 認定事由に該当する書類を添付してください。

転入手続きに関する同意書 申込段階で町外に住所を有する方

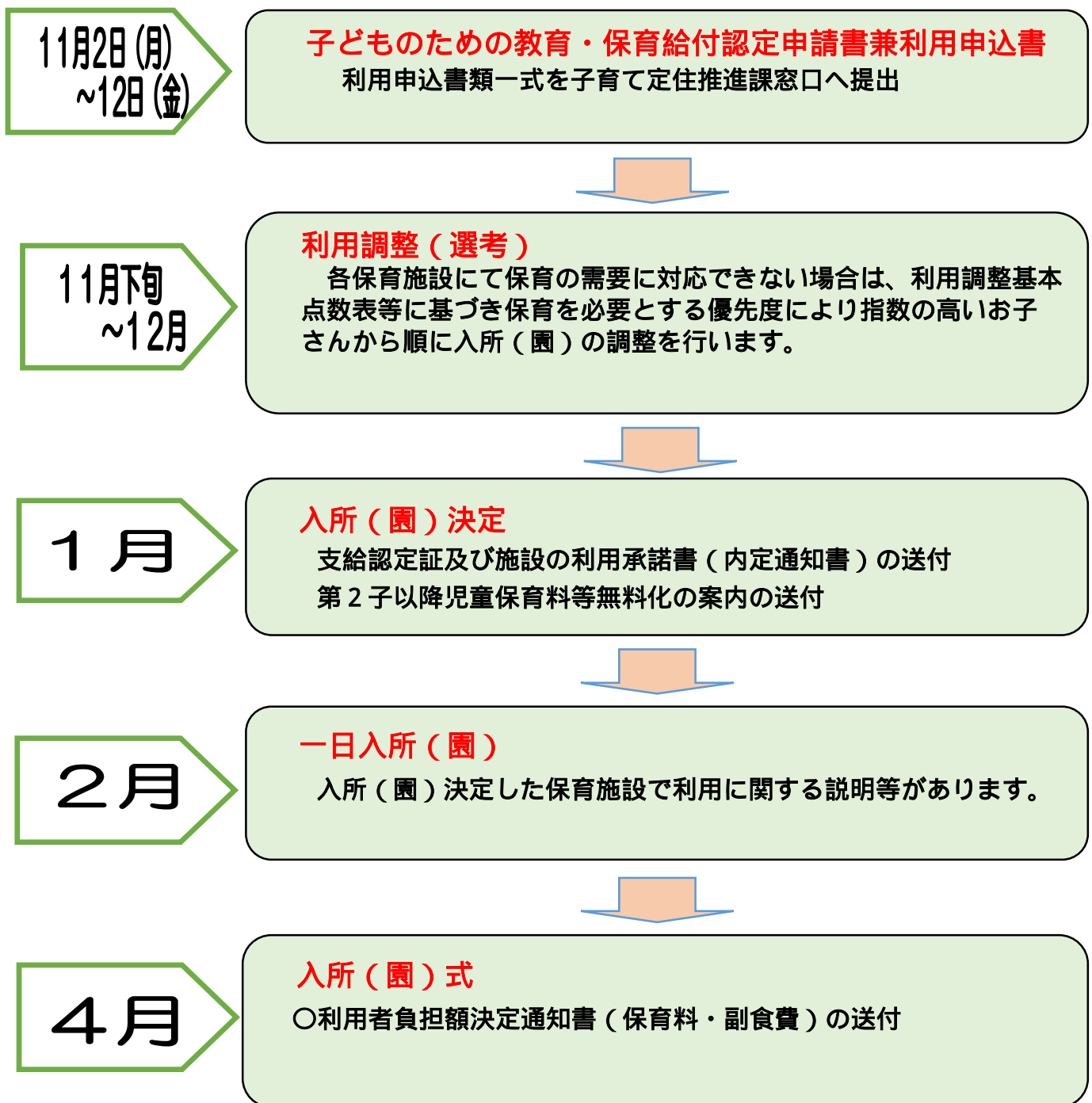
	保育を必要とする事由（保護者の状況）	添付書類
1	保護者が就労している方（産休・育休含む）	就労証明書（被用者・被被用者）
2	妊娠中もしくは出産前後の方	母子手帳の写し
3	疾病・負傷・障害により保育ができない方	申出書 + 診断書・障害者手帳・療育手帳等
4	同居の親族を常時介護又は看護している方	申出書 + 要介護認定結果通知書等
5	災害の復旧にあたっている方	申出書 + 災害復旧中である証明等
6	求職活動を継続的に行っている方	申出書（申出書のみ）
7	学校教育法に規定する学校に就学している方	申出書 + 就学中である証明（生徒手帳等）
8	虐待やDVの恐れがある方	子育て定住推進課へご相談ください。

保護者が単身赴任などで世帯が別であっても、その保護者の認定事由に該当する書類が必要となりますので、併せて提出してください。

申込段階において町外に住所を有する方について入園が内定した場合は、入園希望月の前月までに転入手続きを完了していただきます。

4 保育施設等を利用するにあたっての手続き（流れ）

利用申込から決定までの大まかな流れは、次のとおりです。



ならし保育

お子さんは、生活環境の変化により緊張と不安を感じています。そのため、入所（園）当初は保育時間を短くしお子さんの様子に合わせて徐々に保育時間を長くする「ならし保育」を行います。年齢によって、ならし保育の期間が異なります。

備考

定員を超えた場合は、優先度を審査し利用調整により希望の保育施設に入所（園）できない場合があります。また、一斉受付期間終了後に書類が提出された場合は、受付期間内に提出があった方を先に選考しますので、選考後の受入可能枠内での選考となります。

丸森町における教育・保育給付対象施設一覧

《認定こども園（保育所型）》

公私	施設名	利用定員	対象児童		所在地	電話番号
私立	保育所型 認定こども園 丸森たんぽぽ こども園	100名	保育園 機能	2か月～小学 校就学前まで の児童	丸森町字鳥屋120 番地	(0224) 86-4336
		15名	幼稚園 機能	3歳～小学 校就学前まで の児童		

7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

2号・3号認定 保育 標準時間認定 (保育園機能分)	利用 時間	← 利用可能な時間帯 →											延長 保育
保育料	保育時間(11時間)											延長 保育料	
	保育料(利用者負担金)												

2号・3号認定 保育 短時間認定 (保育園機能分)	利用 時間	延長 保育	← 利用可能な時間帯 →								延長 保育	延長 保育
保育料	延長 保育料	保育時間(8時間)								延長 保育料	延長 保育料	
	保育料(利用者負担金)											

1号認定 教育 標準時間認定 (幼稚園機能分)	利用 時間	← 利用可能な時間帯 →					預かり保育				
保育料	保育時間(5時間)					預かり保育料					
	保育料(利用者負担金)										

《認可保育所》

公私	施設名	利用定員	対象児童		所在地	電話番号
私立	大内保育所	20名	6か月～小学校就学前 までの児童		丸森町大内字 西畑92番地7	(0224) 79-3119

7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

2号・3号認定 保育 標準時間認定	利用 時間	← 利用可能な時間帯 →										
保育料	保育時間(11時間)											
	保育料(利用者負担金)											

2号・3号認定 保育 短時間認定	利用 時間	延長 保育	← 利用可能な時間帯 →								延長 保育
保育料	延長 保育料	保育時間(8時間)								延長 保育料	
	保育料(利用者負担金)										

《認定こども園（幼保連携型）》

公私	施設名	利用定員	対象児童		所在地	電話番号
私立	幼保連携型 認定こども園 丸森ひまわり こども園	115名	保育園 機能	2か月～小学 校就学前まで の児童	丸森町館矢間館山 字玉川136番地1	(0224) 87-6466
		15名	幼稚園 機能	3歳～小学 校就学前まで の児童		

7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

2号・3号認定			← 利用可能な時間帯 →			
保育 標準時間認定 (保育園機能分)	利用時間		保育時間(11時間)			延長 保育
	保育料		保育料(利用者負担金)			延長 保育料

2号・3号認定			← 利用可能な時間帯 →			
保育 短時間認定 (保育園機能分)	利用時間	延長保育	保育時間(8時間)		延長保育	延長 保育
	保育料	延長保育料	保育料(利用者負担金)		延長保育料	延長 保育料

1号認定			← 利用可能な時間帯 →			
教育 標準時間認定 (幼稚園機能分)	利用時間		保育時間(5時間)		預かり保育	
	保育料		保育料(利用者負担金)		預かり保育料	

《家庭的保育事業》

公私	施設名	利用定員	対象児童		所在地	電話番号
私立	ひっば そのつ森保育園	5名	6か月～2歳 までの児童		丸森町筆甫字 和田73番地	(0224) 87-6362

7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

2号・3号認定			← 利用可能な時間帯 →			
保育 短時間認定	利用時間		保育時間(8時間)			
	保育料		保育料(利用者負担金)			

《広域入所》

住所地以外の施設の入所を希望される場合は、住所地のある自治体及び施設が所在する自治体、双方の判断基準により（就労先住所が施設と同住所地等）、広域入所が可能かどうか判断されます。手続きの内容も判断基準も自治体により様々ですので詳しい内容については、都度問い合わせ願います。

子どものための教育・保育給付認定

「子どものための教育・保育給付認定」(以下、教育・保育給付認定)とは子ども・子育て支援新制度に該当する保育所や幼稚園、認定こども園などの利用を希望される方が受ける認定で入所(園)の決定とは別に、保護者の就労状況等をもとに各ご家庭における保育の必要性や保育の必要量を判定するものです。

1 対象者

丸森町に住民登録をしており、保育所、幼稚園、認定こども園など、子ども子育て支援新制度における給付対象の施設の利用を希望する児童全員が対象です。

(施設の所在地にかかわらず児童の住所地がある自治体で対象者となります。)

2 対象施設

- ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
- ・幼稚園
- ・保育所
- ・地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、)
(居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)

3 認定の要件

保護者が次のいずれかに該当する場合は教育・保育給付認定を受け入所(園)申込みができます。町が認定する3つの区分に応じて、保育施設等の利用先が決まります。

(1) 3つの認定区分及び認定時間

認定区分	認定時間	内 容	利 用 先	認定の要件
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	認定こども園 幼稚園	-
2号認定	保育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、「認定の要件」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認定こども園 保育所	保育を必要とする事由
	保育短時間認定			
3号認定	保育標準時間認定	お子さんが満3歳未満で、「認定の要件」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認定こども園 保育所 地域型保育事業	保育を必要とする事由
	保育短時間認定			

保育を必要とする事由によって、認定の有効期間が異なります。

【3号認定のお子さん】

お子さんの年齢が満3歳未満の場合は、満3歳に達する日の前日(誕生日の前々日まで)までが教育・保育給付認定の有効期間となります。また、年度途中で認定区分が3号認定から2号認定に変更しても、年度内は利用者負担額(保育料)の額は3号認定の額と同じ額となります。(変更手続の必要はありません。)

(2) 認定事由・保育を必要とする事由

保護者（父母共に）が次のいずれかの要件に該当することが必要です。

次表は、基本的な取り扱いです。特別な事情がある場合などは、子育て定住推進課にご相談ください。

認定事由		認定区分	保育必要量		認定期間
1	・無し ・48時間未満の就労 ・教育標準認定を希望 3歳以上に限る。	1号認定	教育標準時間認定		小学校入学前日まで（3月31日）
2	・就労	2号認定 3号認定	就労時間 120時間以上	保育標準時間認定 （最大11時間）	小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
			就労時間 48時間以上 120時間未満	保育短時間認定 （最大8時間）	
3	・妊娠中・出産後 （産前産後8週間に 限る。）	2号認定 3号認定	保育標準時間認定 （最大11時間）		いずれか短い期間 ・小学校入学前日まで（3月31日）[2号] ・満3歳に達する日の前日まで[3号] ・出産日から起算して8週間を経過する日 の翌日の月末まで
4	・疾病・障害等	2号認定 3号認定	保育短時間認定 （最大8時間）		小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
5	・同居親族介護等	2号認定 3号認定	保育短時間認定 （最大8時間）		小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
6	・震災、風水害、火災 その他の災害の復旧等	2号認定 3号認定	保育標準時間認定 （最大11時間）		小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
7	・求職活動 （起業の準備を含む。）	2号認定 3号認定	保育短時間認定 （最大8時間）		いずれか短い期間 ・小学校入学前日まで（3月31日）[2号] ・満3歳に達する日の前日まで[3号] ・効力発生日から起算して90日に到達す る日の月末まで
8	・就学・職業訓練	2号認定 3号認定	保育標準時間認定 （最大11時間）		いずれか短い期間 ・小学校入学前日まで（3月31日）[2号] ・満3歳に達する日の前日まで[3号] ・保護者の卒業（終了）予定日の月末まで
9	・児童虐待・DV	2号認定 3号認定	保育標準時間認定 （最大11時間）		小学校入学前日まで（3月31日）[2号] 満3歳に達する日の前日まで[3号]
10	・育児休業中 （育児取得時にすで に保育を利用してい る子どもである場合）	2号認定 3号認定	保育短時間認定 （最大8時間）		いずれか短い期間 ・小学校入学前日まで（3月31日）[2号] ・育児休業終了日の月末まで
11	・その他、上記に類す る状態にあると町長が 認めた場合	2号認定 3号認定	町長が必要と認める 保育必要量		町長が必要と認める期間

【支給認定証の交付】

「支給認定証」とは、教育・保育給付認定の申請内容を審査し、決定された認定区分及び認定時間を証明する証書となります。なお、交付された「支給認定証」は大切に保管してください。不認定の場合は、その旨お知らせします。

【教育・保育給付認定現況調査】

認定後は毎年1回、保育を必要とする事由に引き続き該当していることなど家庭の状況の確認を行うため、「教育・保育給付認定現況調査」を行います。

教育・保育給付認定現況調査により保育を必要とする事由に該当しなくなったことが判明した場合または提出がない場合は、教育・保育給付認定が無効になり、在所（園）できなくなる場合がありますのでご注意ください。

【申請内容に変更が生じた場合】

記載事項等（例：住所、電話番号、保護者の就労状況、家族構成の変更及び家族の状況等）に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要になります。変更の手続きについては、必要書類をご準備の上、各保育施設又は子育て定住推進課で行っていただきます。変更内容については、変更申請のあった月の翌月から適用となります。

【虚偽の申請があった場合】

申込みの内容、就労状況等に著しい虚偽があった場合は、入所（園）の承諾が取消される場合があります。家族の状況や就労状況に変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

【育児休業中の利用について】

出産に伴う育児休業開始前にすでに保育所等へ入所（園）している児童は、希望があればそのまま継続入所（園）を認めています。なお、育児休業が終了する際は認定事由等の変更手続きが必要になりますので、子育て定住推進課で手続きを行ってください。育児休業終了日の月末までが有効期間となります。

なお、育児休業を理由に新規で入所することはできませんのでご承知願います。

（例：第2子出産育児休業期間 R4.5.10～（第1子入園中）継続入所可能

第2子出産育児休業期間 R4.5.10～（第1子未入園）新規入所不可

【育児休業明けの利用について】

出産に伴い育児休業を取得している家庭においては、育児休業期間が満了する日が属する月の前の月より入所（園）が可能になります。

（例：育児休業期間 ～R4.7.14 まで R4.6 月から入園が可能）

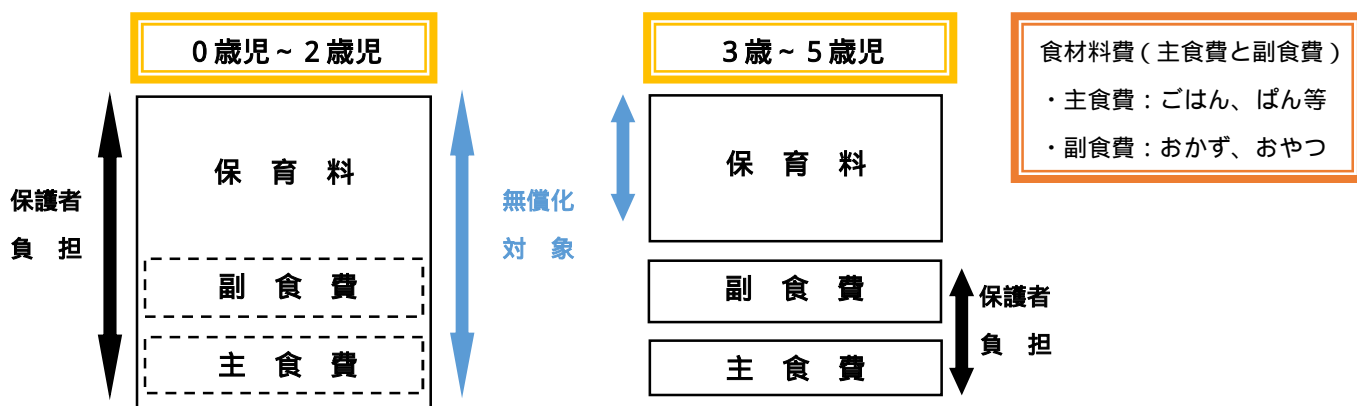
利用者負担額（保育料）及び食材料費について

1 利用者負担額（保育料・副食費）について

利用者負担額（保育料・副食費）については、保護者の市町村民税額を合算して算定します。入所（園）児童の保護者がひとり親家庭かつ市町村民税非課税のものである場合は、同居している祖父母等のうち収入の高い者を家計の主宰者とし算定対象とします。なお、世帯分離をしても同居家族とみなします。

令和3年度	令和4年度		令和5年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和3年度の市町村民税額で算定		令和4年度の市町村民税額で算定	

階層区分の算定に使用する市町村民税額とは、税額控除前の市町村民税額から調整控除のみを控除した額です。調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除）は利用者負担額（保育料）の算定には適用されません。



【修正申告等により税額に変更があったとき】

修正申告等により、税額に変更が生じた場合は、速やかに子育て定住推進課までお知らせください。子育て定住推進課に変更の届出があった日の翌月から変更後の市町村民税額で保育料及び副食費の決定をします。（遡及はいたしません。）

【住民税が未申告の場合】

未申告の方は、速やかに申告をお願いします。未申告の場合は、保育料及び副食費の算定が行えませんが、最高階層額で決定されます。なお、申告後に変更手続きを行った日の翌月から保育料及び副食費が変更になります。（遡及して還付等はいりません。）

【母子・父子世帯、障害児（者）、多子の軽減措置】

母子・父子世帯、障害児（者）、兄弟姉妹のいる世帯は保育料及び副食費の軽減措置があります。ただし、主宰者の収入額等により減免にならない場合があります。

離婚調停中の場合でも、そのことが証明できる書類を提出していただければ、適用いたします。

2 幼児教育・保育の無償化について

【保育料等の無償化】

令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化制度が施行されたことに伴い、3 歳～5 歳児の子どもと、0 歳児～2 歳児の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となります。

延長保育料は無償化の対象外です。

認定区分	施設・サービス	3 歳～5 歳児	0 歳児～2 歳児	保育の必要性
1 号	幼稚園 認定こども園（教育利用）	無 償		無
2 号 3 号	認定こども園（保育利用） 認可保育所 地域型保育事業	無 償	住民税非課税世帯のみ無償	要

【預かり保育料等の無償化】

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の預かり保育事業、一時預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する方で、保育の必要性の認定（認定には保護者が就労しているなどの要件が必要）を受けた場合にも無償化の対象となります。預かり保育事業等で利用する方で、無償化給付を受ける場合には手続きが必要となります。（施設等利用給付）

認定区分	施設・サービス	3 歳～5 歳児	0 歳児～2 歳児	保育の必要性
		無償化の上限額		
新 1 号	新制度未移行幼稚園 特別支援学校幼稚部	月額 25,700 円 まで無償		無
新 2 号	預かり保育事業 （幼稚園型）	月額 11,300 円 まで無償 （利用日数 × 450 円）		要
新 2 号	認可外保育施設 一時預かり事業 （一般型）	月額 37,000 円 まで無償		要
新 3 号	病児保育事業 子育て援助活動支援事業		住民税非課税世帯のみ 月額 42,000 円 まで無償	

第 2 子以降保育料無料化事業について

丸森町では、「第 2 子以降児童保育料無料化事業」を実施しています。第 2 子以降の**保育料**及び**副食費**を全額助成することにより無料化を行っています。無料化にあたっては、必要な要件を満たし承認を受けた児童が無料化の対象となります。

保育料及び副食費のみが対象となります。（延長保育料や施設等利用給付に該当する利用料は無料化の対象となりません。）

申請用紙は入所（園）の決定した方に改めて通知します。

【令和4年度利用者負担額表(月額)】

(丸森町)

多子カウント年齢制限なし
多子カウント年齢制限あり(小学校3年生以下)

階層区分	階層区分		利用者負担金	
			1号認定	1号認定副食費
			教育標準時間	
A	生活保護世帯		0円	0円
B	町民税非課税世帯 (町民税所得割非課税世帯含む)		0円	0円
	母子世帯等		0円	0円
C	町民税所得割課税額 77,100円以下		0円	0円
	母子世帯等		0円	0円
D1	町民税所得割課税額 211,200円以下		0円	4,000円
D2	町民税所得割課税額 211,201円以上		0円	4,000円
1号認定において D階層において、幼稚園年少から小学校3年までの範囲で、最年長の子どもから順に3人目以降については0円とする。				
2号認定において D1-2～D13階層において、小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に3人目以降については0円とする。				
3号認定において C階層、D1-1～D3-1階層において、母子世帯等の場合、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目以降は0円とする。 C階層、D1-1階層において、最年長の子ども(年齢制限なし)から順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。 D1-2～D13階層において、小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。				
副食費の金額設定について 副食費の金額については、丸森町に所在する事業所の金額を記載しております。 副食費の金額については事業所が決定いたします。				
保育料の金額設定について 保育料の金額については、丸森町で認定を受けた場合の金額を記載しております。 保育料の金額については、国が定めた金額を勘案し町で決定いたします。				

多子カウント年齢制限なし
多子カウント年齢制限あり(小学校就学前)

階層区分	階層区分		利用者負担金				
			2号認定保育料		2号認定副食費	3号認定	
			保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円
B	町民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円
	母子世帯等		0円	0円	0円	0円	0円
C1	町民税均等割課税世帯 (町民税所得割非課税世帯)		0円	0円	0円	18,000円	16,000円
	母子世帯等		0円	0円	0円	8,500円	6,500円
C2	町民税所得割課税額 48,600円未満		0円	0円	0円	19,000円	17,000円
	母子世帯等		0円	0円	0円	9,000円	7,000円
D1-1	町民税所得割課税額 57,700円未満		0円	0円	0円	24,000円	22,000円
	母子世帯等		0円	0円	0円	9,000円	9,000円
D1-2	町民税所得割課税額 61,000円未満		0円	0円	4,500円	24,000円	22,000円
	母子世帯等		0円	0円	0円	9,000円	9,000円
D2	町民税所得割課税額 73,000円未満		0円	0円	4,500円	26,000円	24,000円
	母子世帯等		0円	0円	0円	9,000円	9,000円
D3-1	町民税所得割課税額 77,101円未満		0円	0円	4,500円	28,000円	26,000円
	母子世帯等		0円	0円	0円	9,000円	9,000円
D3-2	町民税所得割課税額 85,000円未満		0円	0円	4,500円	28,000円	26,000円
	町民税所得割課税額 97,000円未満		0円	0円	4,500円	30,000円	28,000円
D5	町民税所得割課税額 115,000円未満		0円	0円	4,500円	33,500円	31,500円
D6	町民税所得割課税額 133,000円未満		0円	0円	4,500円	37,000円	35,000円
D7	町民税所得割課税額 151,000円未満		0円	0円	4,500円	40,500円	38,500円
D8	町民税所得割課税額 169,000円未満		0円	0円	4,500円	44,000円	42,000円
D9	町民税所得割課税額 213,000円未満		0円	0円	4,500円	49,500円	47,500円
D10	町民税所得割課税額 257,000円未満		0円	0円	4,500円	55,000円	53,000円
D11	町民税所得割課税額 301,000円未満		0円	0円	4,500円	60,500円	58,500円
D12	町民税所得割課税額 397,000円未満		0円	0円	4,500円	80,000円	78,000円
D13	町民税所得割課税額 397,000円以上		0円	0円	4,500円	86,000円	83,000円